

**2017年度  
横浜市の予算編成に対する  
日本共産党の要望**

2016年9月13日

**日本共産党横浜市会議員団**

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市役所内 日本共産党横浜市会議員団控室  
TEL 045-671-3032 FAX 045-641-7100

## 目 次

2 0 1 7年度予算編成にあたっての申し入れ	2
【政策局】	4
【総務局】【危機管理室】	6
【財政局】	7
【国際局】	8
【市民局】	8
【文化観光局】	9
【経済局】	10
【こども青少年局】	11
【健康福祉局】	13
【医療局】	18
【温暖化対策統括本部】【環境創造局】	18
【資源循環局】	19
【建築局】	20
【都市整備局】	21
【道路局】	22
【港湾局】	23
【消防局】	24
【水道局】	25
【交通局】	25
【教育委員会】	26
【選挙管理委員会】	29

## 2017年度予算編成にあたっての申し入れ

林文子市長様

日本共産党横浜市議員団 団長 大貫 憲 夫

2017年度は、中期4か年計画の最終年度です。8月には市長選挙も行われる節目の年度です。2025年を目標とした「未来へのまちづくり戦略」の骨太戦略の初動段階として位置づけられた中期4か年計画は、本当に横浜市民の生活を豊かにし、まちの発展に寄与したのでしょうか。来年度の予算編成に求められるのは、林市長の去就にかかわらず、中期4か年計画の検証のうえに立って、「未来へのまちづくり戦略」の見直しを含めた予算配分を行うことです。

### 現在と未来をつなぐ予算編成を

市政は、憲法13条に則り、市民一人ひとりの一度きりの人生を保障するものでなければなりません。373万市民は今を懸命に生き、子どもたちは日々成長し、高齢者は老後生活を送っています。本来、未来への戦略は、今の課題に重点を置きながら、その課題解決と将来を豊かにする政策を太い線でつなげるべきものです。

しかし、現行の「未来へのまちづくり戦略」は、「国の政策を現場で実行するのが大都市」として、安倍自公政権の経済政策アベノミクスに忠実に従えば横浜経済を成長発展させ、その果実としてより多くの財政を確保することができるだろうというものです。しかも、横浜経済の成長のエンジンとして都心臨海部開発が成功すればという「たら、れば」の不確実性の高い戦略であり、現実の市民生活とはかけ離れたものばかりといわざるを得ません。

### 今の課題解決が横浜の未来を支え、発展させる

中期4か年計画で「未来に向けて解決すべき課題」として挙げられている「少子高齢化、生産年齢人口の減少」「都市インフラ・住宅ストックの老朽化」「自然災害への対応」「環境・エネルギー問題」「医療・介護の問題」などは、決して未来の課題ではなく、現在の問題としてとらえなくてはなりません。これらの課題解決に力点を置いた予算編成は、市民に安心を与え、横浜経済を発展させ、豊かな国際都市ヨコハマをつくるエンジンとなります。

### 人・文化・みどりが横浜の財産

アップル社が横浜に研究拠点を置くことになりました。企業立地促進条例の適用は受けていません。このことは、立地を希望する企業が、自治体を実施している企業誘致のための補助金等のインセンティブを重視していないことを明確にしました。

横浜は、世界に冠たる横浜港を有し、羽田空港からも近くに位置しています。横浜には、有能な人材が住み、開港以来の近代的文化がただよう開放的なまち、東京都心と比べて広い空、住宅地と隣接したみどりがあります。帷子川には、鮎が戻ってきました。これら横浜のもつ都市の魅力をさらに高めるために投資することこそ未来への戦略であり、インセンティブを付加しなくても企業が立地する好条件となります。

2017年度に予定されている線引きによって、西区面積にほぼ匹敵する市街化調整区域が、市街化区域に編入されようとしています。横浜の大きな魅力である、まちに隣接するみどりを壊すという愚行はやめなければなりません。

さらに、再生可能エネルギーの推進や、企業の温室効果ガス排出基準を厳しくするなど地球温暖化防止政策を強化することが、横浜の価値を高める大きな要点となります。自然にやさしく環境規制の厳しい横浜というイメージが広がれば、横浜への立地が企業イメージを上げ、企業の社会的評価を高め、そのことによって横浜のイメージがさらに高まるという好循環につながります。

### 子どもたちの未来に投資を

2017年度に教職員の給与負担等が県から政令指定都市に移譲されます。これを契機に、少人数学級の拡大に踏み切るべきです。小児医療費助成制度の拡充、中学校給食の実施、学童保育の充実、認可保育園の増設など子育て支援は、生産年齢人口の主力である若い夫婦の市内定着を高めます。また、高齢者が安心して暮らせるようにするためには、介護保険制度の不備を横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の拡充で補うことが必要です。

4月1日現在、横浜市中で、認可保育所に入所を申し込んでも入所できない児童は、前年度より583人増えて3,117人、特別養護老人ホームの入所待機者は4,769人です。認可保育所や特別養護老人ホームなどの福祉施設の建設が急がれています。これらの充実は子どもたちの未来への投資であり、高齢者の老後とその家族の生活を保障し介護離職対策となるものです。また、これらの施設整備は市内建設業者の仕事興しともなります。さらに、保育士・介護職員の給与水準や労働条件を向上させる施策は個人所得や雇用を増やし、それが消費の向上につながって、ひいては市民税増収に結びつきます。

### 横浜経済を発展させる生活関連インフラ整備を

都市インフラの更新計画である公共施設管理基本方針では、標準的な保全更新周期に基づいて積み上げた保全更新費を年平均850億円と推計しています。しかし、実際の予算配分は平均で年600～650億円にとどまっています。それは、高速横浜環状道路北西線・南線、国際コンテナ戦略に伴う港湾整備やIRのための山下ふ頭再整備、MICE施設や新市庁舎整備など都心臨海部開発にかかわる大型公共事業への莫大な予算投入が、上下水道管、港湾岸壁、公園、道路や橋梁、学校などの都市インフラ整備費を圧迫しているからです。これらのインフラ整備は市内の建設業者の有力な仕事興しになります。また、住宅ストックの老朽化対策や防災・災害対策としての住宅リフォーム助成制度、商店リニューアル助成制度は、経済対策としてもより有効であり、本市予算が直接市内に還流します。

### 安全で平和な横浜を

そして、何よりも必要なことは、安全で平和な横浜であることです。

今後確実に横浜市を襲うとされている直下型地震に備え、死者ゼロの震災対策が急がれます。安全なくして日々の生活は成り立ちません。崖地対策、家具転倒防止や感震ブレイカー等設置推進事業などなど防災・災害対策に大幅な予算確保が必要です。

安倍政権は、日本国憲法の平和主義を根底から覆す暴走を続けています。集団的自衛権行使を容認する閣議決定を行い、安保法制＝戦争法を強行するなど、日本を再び「海外で戦争をする国」に変質させようとしています。地方自治体で初めて国際局を設け、積極的に自治体外交を進める国際都市ヨコハマとして、戦争法廃止を国に求め、横浜市会が決議した非核平和都市宣言に則って、平和行政を積極的に行うことを求めます。

以上が、2017年度予算編成にあたっての日本共産党横浜市議員団の基本的な考えです。真摯に検討するとともに、以下の要望の実現に尽力されることを求めるものです。

## 【政策局】

### 1. 人口減少社会にむけて

(1) 高齢化や人口減少に伴い、買い物や通院などの足の確保が困難な地域が拡大していることから、それに見合った公共交通政策を見直すこと。誰もが移動しやすい公共交通を実現するために、中期4か年計画の「地域の交通サポート事業」の数値目標をまず実現し、さらに大幅に引き上げて実現すること。また、事業者への財政的な支援を、暫定運行から本格運行へ移行後においても行う仕組みをつくること。

### 2. カジノを含むIR誘致について

(1) ギャンブル依存症、地域社会・経済の衰退などカジノの弊害を直視し、国際的な観光・MICE都市の品格を低下させるカジノ誘致の検討はただちに中止すること。

### 3. 公共施設の保全・長寿命化

(1) 新市庁舎建設や高速横浜環状道路など新規大型公共事業偏重の予算編成を見直し、既存の公共施設の保全事業に優先的に予算を計上すること。

### 4. 住民自治について

- (1) 2014年5月の地方自治法改正で導入された総合区を設置すること。
- (2) 市民の身近な行政窓口である区の役割をさらに拡充するため、区にさらなる財源と権限を委譲し、都市内分権を進めること。
- (3) 特別自治市制度の実現ではなく、現行制度で区政に区民が参加できる仕組みとして、地方自治法に政令市特例として規定された区協議会の設置を検討すること。

### 5. 米軍基地、同跡地について

- (1) 横須賀港を母港とする米原子力空母の原子炉事故に備えて、横浜市民の命を守る立場から、本市防災計画に原子力災害を位置づけること。
- (2) 根岸住宅は実質的には閉鎖状態であり、同住宅の代替住宅としての池子の米軍住宅建設計画撤回は不要となったので、国との協議は打ち切ること。
- (3) ノース・ドッグ、鶴見貯油施設、小柴水域、および日米合意されている根岸米軍住宅の早期返還を、国・米軍に強く働きかけること。特に、横浜港の中央に位置するノース・ドッグは港の発展を阻害しているため、一刻も早い返還を求めること。
- (4) 深谷通信所跡地(国有地)の利用計画については、国の返還財産処分方針に基づくのではなく、全面的な無償貸与ならびに譲与を国に働きかけ、本市の主体的なまちづくり計画とすること。暫定利用している野球場などについては、引き続き利用できるよう申し入れること。跡地利用計画はスポーツや防災機能を備えたものとし、地元の要望を十分取り入れて策定すること。
- (5) 上瀬谷通信基地跡地は横浜に残された貴重な緑と空地であることを考慮して、跡地の45%にあたる民間地権者の理解を得た上で、全市的な立場から防災機能、農地、緑地などの土地利用計画とすること。
- (6) 米軍関係者が誰も住んでいない米軍根岸住宅地区に囲まれた地域内に居住する市民の、制限された生活環境をさらに改善するために、引き続き居住者の意向に沿って、強く米軍および国に働きかけること。

### 6. 平和都市

- (1) 憲法9条をないがしろにする安全保障関連法の廃止を国に求めること。

- (2) 横浜市議会の非核兵器平和都市宣言に関する決議を尊重し、また、本市は平和首長会議に加盟していることから、日本非核宣言自治体協議会に加盟し、本市の非核平和を願う意思を内外に示すこと。また、平和啓発や平和推進事業のメニューを増やすなど、平和施策を大幅に拡充すること。
- (3) 広島・長崎市主催の平和式典や原水爆禁止世界大会等への市民代表の派遣など、核兵器の廃絶・米軍基地の撤去等をめざす平和活動への支援を大幅に拡充すること。
- (4) 横浜大空襲の日(5月29日)を「平和の日」に設定し、反戦・平和の諸行事を実施・強化すること。
- (5) ピースメッセンジャー都市として、横浜市が管理する横浜港への自衛隊艦船や米軍軍艦の入港・接岸を認めないこと。
- (6) 本市防災訓練に米軍の参加を求めないこと。
- (7) 厚木米軍基地を使用するオスプレイの運用については、県内基地関係市と連携し、引き続き反対を貫くこと。
- (8) 安全保障関連法制定により、自衛隊の任務が大きく変わった中、自衛隊の各区行事への参加はやめるよう各区へ伝えること。
- (9) 自衛官募集業務に関して、ポスター共同作成や掲示など、市として便宜を図らないこと。

## 7. 原子力発電所について

- (1) 浜岡原子力発電所は、東海地震の予想震源域のほぼ中央にあり、直下の活断層が指摘されている。横浜市は、同原発の事故が起こった際には偏西風によって放射能の影響を受ける恐れが強いため、市民の命を守る立場から、廃炉を強く国に求めること。
- (2) 国内すべての原子力発電所の再稼働中止を、国と電力会社に求めること。
- (3) 放射能汚染対策として東京電力へ賠償請求している約30.7億円の支払いを、東京電力に強く求めること。支払い状況によっては、法的措置もとること。国に対し、東京電力への指導勧告と延滞金も含めて支払うよう指導強化を求めること。
- (4) 市内に避難している福島原発被災者に対し、横浜市民に準じた福祉サービスなどの支援策を講じること。また、国に対して長期無償の住宅提供を保障するなど新たな立法措置を求め、国が家賃減免を解除した場合は市営住宅に入居している世帯への家賃減免を市として行うこと。

## 8. 指定管理者制度等について

- (1) 指定管理者制度および委託事業において、そこで働く労働者の労働条件に不利益などが生じないように、必要な対策を行うこと。
- (2) 指定管理者制度については、市民サービス向上を図るうえで、効率性に偏ることなく、職員の専門性の確保、事業継続性の保障、公共性の確保などを重視し、直営に戻すことを含めて、そのあり方を抜本的に見直すこと。

## 9. 第4次男女共同参画行動計画を踏まえた男女共同参画社会の実現にむけて

- (1) 男女間賃金格差等の是正の取り組みを重点施策として明確に位置づけ、具体的な事業を定めること。
- (2) 市内企業における従業員女性割合の目標値50%(2020年度)を実現するために、具体的な事業計画をつくり、実施すること。

- (3) 女性の社会進出を妨げている妊娠・出産による解雇、嫌がらせ(マタニティー・ハラスメント)に対し、女性労働者がすぐに相談できる相談窓口と、迅速に解決に導くことができる体制を本市に増設、強化し、周知徹底すること。
- (4) 最低賃金はただちに時給 1,000 円にし、1,500 円以上をめざすよう、国に働きかけるとともに、市内事業者に対しても、横浜商工会議所や業界団体とも連携して、事業者努力を求めること。中小企業には、必要な経済的支援を行うこと。
- (5) 自営業・農業女性の労働を正当に評価するために、人権侵害である所得税法 56 条は廃止するよう国に求めること。
- (6) 公契約は、公共工事や指定管理者など公的職場に携わる労働者の適正な賃金が確保され、市内経済の好循環をもたらすものであるため、公契約条例を制定している先進自治体の教訓を学び、早期に制定すること。

## 10. 横浜市立大学

- (1) 任期付教員採用をやめること。

### 【総務局】【危機管理室】

#### 1. 新市庁舎建設計画

- (1) 新市庁舎建設については工事を中止し、改めて立地場所、必要な規模や市役所と区役所のあり方について、市民的議論を重ねた上で決め直すこと。

#### 2. 市民利用施設の統廃合計画

- (1) 2012 年に策定した「プール及び野外活動施設等の見直しに係る基本的考え方」に基づく公園プール・余熱利用温水プールの統廃合計画は、利用している地域住民の意見を尊重し、抜本的に見直すこと。

#### 3. 市職員定数

- (1) 市民の命を守り、市民サービスの向上を図るために、また残業をなくすためにも、市職員定数を計画的に増やすこと。
- (2) 育児休暇・介護休暇をいつでも取得できる職員配置を検討すること。特に、男性職員が育児休暇を取りやすい体制をつくること。
- (3) 障害者の法定雇用率を引き上げるよう、市職員の障害者採用人数を増やすとともに、障害者の雇用期間に制限を設けないこと。
- (4) 精神障害者の就労について、本市のモデル事業を本格実施するとともに、現行の短期雇用でなく、中長期的な雇用を実現すること。
- (5) 労働安全衛生法改正に伴って職員のストレスチェックを行うことになっているが、チェックの結果、職場での改善が必要な場合には、本人の希望にあわせて職務の軽減や配置転換などに丁寧に応じること。

#### 4. 横浜市防災計画の改善

- (1) 横浜に今後 30 年以内に震度 6 弱以上の地震が発生する確率は 81% (政府・地震調査研究推進本部 2016 年 6 月 10 日発表) と言われている現状から、本市の防災・減災の目標を、現行の「中長期的には限りなく被害ゼロに近づけることをめざす」から「人命被害ゼロ」に修正し、その目標に向けた施策を一日も早く実行すること。
- (2) 防災行政無線の設置は防災・減災対策にとって最優先の課題であるため、河川域に

- とどめず、全市域に整備する計画とすること。
- (3) 防災情報の周知徹底方法をさらに工夫し、対象となる地域や各家庭などに行きわたるように行政責任を果たすこと。
  - (4) 避難勧告発令時に、対象住民が避難場所まで速やかに移動・誘導できるよう、職員の対応体制をとること。
  - (5) 防災訓練に障害者が参加しやすくなるよう、防災訓練主催者や障害者に働きかけること。
  - (6) 地域防災拠点等の要援護者に配慮したスペースについて、要援護者参加のもとで、必要な手立てを講じること。
  - (7) 避難所でのプライバシーを守るために、必要な用具を確保すること。

## 【財政局】

### 1. 市民利用施設

- (1) 利用料・使用料の値上げにつながる「市民利用施設等の利用者負担の考え方」は、撤回すること。
- (2) 県有施設の機能縮小・統廃合、市町村・団体への補助金・負担金の廃止・削減については、引き続き反対の意思を表示すること。

### 2. 公共施設跡地利用

- (1) 市民の財産である学校や区役所などの公共施設跡地の利用については、公募売却を前提とした「用途廃止施設の活用・処分運用ガイドライン」に基づいて、関係区局主導ですすめているが、その方針を改め、地域住民・区民の要望を聞いて住民本位に決めること。

### 3. 入札・契約

- (1) 品確法・建設業法・入契法の通称「担い手3法」の趣旨を活かして、建築現場等で働く労働者の労働条件の向上を図ること。
- (2) 市が実施している設計労務単価変更に伴う特例措置による変更契約手続きが、二次以下の下請け業者に対しても徹底されているか、調査すること。
- (3) 100万円以上の補助金を交付する民間事業は、市内企業への発注を原則とする現行規定を改め、50万円以上とすること。市内企業への発注を金額ベースで工事90%、物件70%、役務80%以上にそれぞれ引き上げること。また、対象に認可保育所や本市事業受託業者、指定管理者を加えること。
- (4) 災害などによる応急工事については、地元の事情をよく知っているという観点で、当該区の企業への発注を原則とすること。
- (5) 新設計労務単価適用による契約工事受注業者に対し、適切な水準の賃金や法定福利費の支払い、社会保険等への加入徹底に関して、「お願い」ではなく、徹底した指導を行うこと。
- (6) 地元企業向け事業規模の上限を引き上げること。

### 4. 税等滞納整理

- (1) 税外債権の滞納整理にあたっては、滞納者の生活・営業実態を把握しないまま差し押さえるなどの強権的発動は、絶対行わないこと。納税資力を判断するには最低生活



費を考慮し、滞納者が生活の再建・維持ができるよう親身に対応すること。

(2) 本年4月の地方税法改正において猶予制度の見直しが行われたことを踏まえ、納税緩和措置を行うこと。

#### 5. 公共施設管理基本方針について

(1) 「公共施設管理基本方針」に基づき、公共施設の更新・改修工事が適切に実施できる予算を確保すること。

#### 6. 環太平洋パートナーシップ(TPP)について

(1) TPPは、契約金額に関わらず契約事業者を市内企業に限定することができなくなる、輸入農産物の関税撤廃・引き下げによって市内農業者に大きな打撃を与えるほか、食の安全、医療、雇用、保険・共済、国・自治体の調達などあらゆる分野の「非関税障壁」を撤廃し、地域経済に大きな影響を及ぼす。本市が中小企業振興基本条例を制定して地域経済を守り育てようとしていることから、TPP協定を批准しないよう、国に求めること。

### 【国際局】

#### 1. 国際平和の理念の尊重について

(1) 都市間交流においては、経済活動に偏重することなく、国際平和の理念を基本として推進すること。

(2) 2020年の東京オリンピックに関わる本市の関連事業については、国際平和の立場を明確に表明して進めること。

#### 2. 国際平和推進事業について

(1) 本市はピースメッセンジャー都市の認定を受けているだけでなく、2020年までに核兵器廃絶を目指す行動指針をもつ平和首長会議にも加盟している。それらに相応しい国際平和推進事業を強化すること。

#### 3. 都市間連携・交流について

(1) 都市間連携・交流においては、歴史認識を踏まえること。特に東南アジアや東アジアについては、過去の侵略行為についての歴史的事実の認識を持ってあたること。

#### 4. 多文化共生社会の実現について

(1) 各区局と連携し、市内在住外国人の生活実態を掌握し、国際都市にふさわしく、言語の支援など多文化共生社会の実現に必要な支援を行うこと。

### 【市民局】

#### 1. 行政区運営

(1) 区づくり推進費の配分基準に、市税、国保料の収納率を使わないこと

(2) 区づくり推進費を増額し、区民の意見を反映して予算を組めるようにすること。

(3) 個人情報漏えい事故が頻発していることをかんがみ、戸籍課などの窓口業務をはじめ区役所の事務事業については、非正規雇用や民間委託はせず、正規職員で対応すること。

(4) 手続きが1か所で行えるワンストップ対応ができるように、必要な人員配置や体制をとること。

- (5) 区民のあらゆる相談に対応する総合相談窓口を設置すること。相談内容は、パワー・ハラスメント、メンタルヘルス障害、小企業の経営相談などあらゆる分野とし、窓口で受けた相談を担当部署につなげ、解決に向けた支援を行うこと。
- (6) 行政サービスコーナー設置は減らさないこと。
- (7) 区庁舎において、市民・市民団体と一緒に平和展や原爆展などを開催し、市民の平和への願いを発信すること。

## 2. マイナンバー

- (1) 個人情報完全に守られるという裏付け・保証のないマイナンバー制度を廃止するよう、国に求めること。
- (2) マイナンバーの利用事務の拡大、情報連携はやめること。
- (3) マイナンバーの記載がなくても不利益がないことを市民に知らせること。また、違法なナンバー収集などの被害にあわないよう、正確な情報を市民に知らせること。

## 3. 横浜文化体育館再整備

- (1) 横浜文化体育館の設立目的にかんがみ、再整備にあたっては、運営が利益本位の興行中心となるPFI手法はやめること。

## 4. 人権

- (1) 性的少数者の人権が尊重されるよう、当事者が必要としている支援策を拡充すること。

## 5. 市民利用施設等

- (1) 地区センター、コミュニティハウスの利用時間枠を9-12時、13-17時、18-21時に見直し、利用は無料に戻すなど、利用しやすいものにすること。
- (2) 公共施設の利用基準は現行基準を遵守すること。
- (3) 栄プールは廃止せず、修繕・整備して存続すること。

## 6. 地域スポーツ支援事業

- (1) 子どもの体力向上事業をさらに拡充すること。

## 7. 広報広聴

- (1) 市のWebページを情報バリアフリーガイドラインに沿って整備すること。
- (2) パブリックコメントの募集は、より多くの市民が意見を出せるよう、あらゆる市民に情報をわかりやすく提供し、十分な期間を設定すること。形式的な実施で良しとせず、市民との協働による市政実現を図るために機能させること。

## 8. 障害者施策

- (1) 本来利用すべき人が使えるよう、多目的トイレの正しい目的を周知徹底するとともに、増設すること。

## 【文化観光局】

### 1. 区民文化センターの整備

- (1) 港北区民センターの整備は、答申に基づいて確実に進めること。
- (2) 区民センター未整備区については、早急に整備計画をつくり、整備すること。

### 2. 国際都市として

- (1) 東アジア文化都市事業の実施をふまえ、引き続き日中韓都市間交流事業を押し進めること。

(2) 大規模な行事の開催時には、平和都市宣言、非核兵器平和都市宣言を決議している国際都市として、国際局などと連携し、平和のメッセージを発信すること。

### 3. 次世代育成事業

(1) 芸術文化教育プログラムは、希望する学校の児童・生徒すべてが受けられるよう拡充すること。

### 4. 観光・文化施設

(1) 市所管の観光・文化施設での多言語(日本語、韓国語、中国語、英語)対応を進めること。

(2) 市所管の全ての観光・文化施設において、バリアフリー化、点字フロアガイド、音声ガイド、手話スタッフの配置、授乳室、ベビーカー置き場の整備、ベビーカーの貸出を行い、高齢者、障害者、乳幼児連れへの対応を充実させること。

(3) みなとみらい 21 地区での新たなMICE施設整備計画は、過大投資であるだけでなく、地域住民の納得が得られていないため、白紙撤回すること。

(4) 能楽堂で行われたバリアフリー能のように、視覚障害者むけ副音声、聴覚障害者むけ字幕配信など、障害特性が配慮された環境のもとで障害者が楽しめる催事を、市内の文化施設で積極的に行うこと。

(5) 区民文化センターをはじめ、市民利用施設の修繕、設備の更新が計画的に行えるよう、十分な予算を確保すること。

## 【経済局】

### 1. 中小企業振興

(1) 中小企業振興基本条例第7条に基づき、市内中小企業の持っている力を積極的に引き出す施策を検証し、具体化を強化すること。

(2) 小規模企業振興基本法に基づいて、従業員5人以下の小規模企業者に特化した施策を策定し、実施すること。

(3) 小規模企業者の中には、無担保・無保証人の小規模企業特別資金などの中小企業支援施策を知らず、相談窓口すらわからずに悩んでいる人が多い。昨年からはまった生活困窮者自立支援制度による自立支援センターと連携し、身近な区役所に小規模企業者が気軽に相談できる「小企業なんでも相談窓口」を設け、周知すること。

(4) 京浜臨海部守屋・恵比須地区の研究開発拠点施設は、中小企業の研究開発に資するものにする。

### 2. 地域経済の仕事興しのために

(1) 「商店街個店の活力向上事業」について、商店会未加盟の個店も対象にし、提出書類を簡素化するなど使いやすいものに拡充するとともに、事業の周知に努め、予算を増やすこと。

(2) 大企業は助成金や税金優遇策などがなくても必要であれば進出してくるので、税金の無駄遣いとなる現行の企業立地促進条例は廃止すること。

(3) 地域経済振興にむけて、各区に経済振興担当課を設置すること。

(4) 市内中小企業・自営業者の同業・異業種間交流の取り組みを、さらに発展させること。

- (5) 横浜市中小製造業設備投資等助成制度について、工場賃借料、固定資産税、工作機械リース料など固定費の助成額を増加させるなど、いっそうの拡充を行うこと。
- (6) 入札参加資格のない中小業者が登録し、自治体の発注する小規模な工事・修繕などに受注機会を与える小規模工事契約希望者登録制度は、全国の2割以上の自治体で行われ、小規模企業者の仕事興しや地域経済の発展に貢献している。同制度の導入に向けて実施自治体の調査を行うこと。

### 3. 労働環境の改善

- (1) 長時間労働や残業、休日出勤の強要、パワーハラスメントや法令違反などを行っている、いわゆる「ブラック企業」「ブラックバイト」を根絶するため、県などと連携して実態調査を行い、根絶のための対策をたてること。
- (2) 冊子「ワーキングガイド」の活用を強化し、労働法のポイントや違法労働行為への対処などを、若年層を中心に、さらに周知・啓発すること。
- (3) 長時間労働をなくし、全ての労働者が有給休暇を取得できるように、県や労働局と連携し、人手不足の実態を把握して十分な人員を確保するよう事業所に働きかけること。
- (4) 残業代ゼロ等、労働法制の改悪はやめるよう、国に対して意見を述べること。

### 4. 横浜市中央卸売市場

- (1) 福島第一原発事故はいまだ終息していないため、引き続き、本場市場での放射能検査体制を継続すること。

## 【こども青少年局】

### 1. 子どもの貧困解決にむけて

- (1) 子どもの貧困対策に関する計画の実施にあたって、必要な予算を確保すること。
- (2) 経済的困難を抱えた子育て世代が気軽に相談できる窓口を周知すること。
- (3) 経済的困難を抱えた子育て世代に対応する職員体制を強化すること。
- (4) いわゆる「子ども食堂」などの子どもの居場所づくりをする団体に対して、存在の周知をはじめ、支援を強めること。

### 2. 放課後児童クラブ

- (1) 低所得世帯への減免の引き上げ、家賃、指導員の処遇改善などに充当できるように、放課後児童クラブへの運営費補助金を大幅に増額し、放課後キッズクラブとの保護者負担の平準化を図ること。
- (2) すべての放課後児童クラブで少なくとも常勤職員2名、非常勤職員1名が配置できるように、運営費補助金を増額すること。
- (3) 子ども子育て支援事業計画の「分割・移転の促進」を、市の責任と負担で計画的に進めること。区役所に、放課後児童クラブ専任の担当部署を設置すること。

### 3. 保育所等

- (1) 保育料を大幅に引き下げること。
- (2) 認可保育所入所希望者が、年度途中入所を含めて全員入所できるよう、引き続き認可保育所増設による定員増を行うこと。定員枠弾力化や定員外入所は行わないこと。
- (3) 市立保育所84園を54園にする民間移管計画は撤回し、全園存続すること。
- (4) 保育士処遇改善助成をさらに増額し、給与改善を図ること。

- (5) 保育士の有給休暇取得や週休2日、残業をなくすなど労働条件を改善するために、保育士のさらなる加配ができるよう、国の基準を超えて職員を配置するための助成を増額すること。
- (6) 市立保育所の民間移管の際に一定の経験年数を有する保育士の配置を要件としているように、全ての私立保育所に同様の保育士配置基準を設け、保育の質を確保すること。
- (7) 保育士の確保および処遇改善や若者の雇用促進ともなる、保育士個人への家賃補助を設けること。
- (8) 女性医師・看護師の職場復帰支援ともなる病院内保育室の整備を進めること。院内保育室では、勤務実態にあった早朝・夜間保育、病児・病後児保育などを行うとともに、非常勤職員のこどもも対象に含めること。
- (9) 保育給付費の目的外使用については、国の通知を超えた市独自の規制を設けること。また、監査体制を厚くすること。
- (10) 保育園健診の研修、予防接種実施調査などが充実するよう、医師会への保育園児保健医療推進補助金を増額すること。
- (11) 給付費の概算払いを、実施すること。
- (12) 保育所の設置環境については、子どもの心身の健全な発達のために、建築基準法令だけではなく、学校施設にならい、日照、騒音、振動等の環境基準を設けること。鉄道や道路の高架下、ビルの高層階での設置は認めないこと。

#### 4. 認可外保育所

- (1) 横浜保育室制度を条例に位置づけ、基本助成費と補助金を増額すること。
- (2) 横浜保育室入所にあたり、川崎市在住の場合には川崎市との協定により補助金を受けているように、他市とも協定を結んで補助金を受けられるようにすること。
- (3) 保育士雇用対策費は、認可保育所への移行計画のない施設も対象にすること。
- (4) 家庭的保育事業について、給食提供のための調理設備補助を増額すること。

#### 5. 障害児支援

- (1) 放課後等デイサービス事業に関するガイドラインを見直し、同性介助ができる職員体制、運営費の目的外使用の規制などを盛り込むこと。見直しの際には、特に中学生・高校生の放課後の生活実態・ニーズを調査し、必要な事業を盛り込むこと。また、ガイドラインの存在を保護者に周知すること。
- (2) 発達障害のある中・高生の学校生活・放課後生活を市が責任をもって支援すること。
- (3) 地域療育センターにおける専門職を増やし、保育所幼稚園巡回指導・小学校訪問教職員研修の回数をさらに増やすこと。

#### 6. 児童虐待・育児不安への対策等

- (1) 児童虐待相談件数が2015年度は5,470件と前年度より増え、深刻となっている。児童相談所の児童心理司、児童福祉司を増員するとともに、児童相談所を増設すること。
- (2) 区福祉保健センターに、児童相談所勤務経験のある社会福祉士を増員し、研修を含め児童虐待対応を強化すること。
- (3) 乳幼児健診の際に虐待や経済的困窮が疑われるケースに対して、保護者に寄り添った対応が実際にできるように、専門職の体制を厚くすること。
- (4) 現在、14回分となっている妊婦健診の補助券枚数を増やすこと。さらに、産褥(産

後)1か月健診の費用も補助すること。

(5) 不育症に対する助成制度を創設すること。

## 7. 引きこもりの若者の自立支援

(1) 引きこもりの若者の自立支援に対応するため、区役所に専門部署を設置し、区役所と青少年相談センターや地域ユースプラザ等自立支援専門機関との連携を強化すること。

(2) 地域ユースプラザを全区に設置する計画を策定すること。

(3) 不登校・引きこもり等支援の自主運営サークルを市の事業として位置づけ、居場所の家賃補助などの支援を行うこと。

(4) 地域ユースプラザ事業で引きこもりの若者を支援するために育成した応援パートナーの養成・派遣を継続すること。

(5) 引きこもりを生まない対策として、不登校の子どもの居場所づくり、高校中退者へのアウトリーチ、就労につまずいた人への支援などを実効性のあるものに、引き続き充実させること。

(6) 不登校の子どもの定期健康診断の費用を全額補助すること。

## 8. 青少年を育む地域の環境づくり

(1) 「青少年の地域活動拠点」の機能を拡充するとともに、設置期限を設けた全区設置計画を策定すること。

(2) 青少年交流センターの跡地利用にあたっては、土地を売却することなく、青少年向け事業に再活用すること。

## 9. 原発事故による放射線被害への対応

(1) 保育施設に保管されている放射能汚染物質や園庭に埋設した放射能汚染物質を、長期休暇まで待つことなく、土日などの休日を利用して一刻も早く園外に移動すること。

# 【健康福祉局】

## 1. 国民健康保険

(1) 国民健康保険に対する国庫負担増の要望を、政令市の要望書だけでなく、市としても国に対して強く行うこと。また、本市としても市民の高すぎる保険料を軽減するために、一般会計を繰り入れるなどの必要な手立てをとること。

(2) 市民の受療権を保障する立場で、医療機関窓口で10割負担となる資格証明証は、引き続き交付しないこと。

(3) 法定減免に加えて、低・中所得者向けの恒久的な保険料の減免制度を設けること。

(4) 保険料滞納者に対して、分納の合意をしているにも関わらず突如一括返済を求める事例が多発している。このような生活を破壊する強行的な差押えは行わないこと。

## 2. 高齢者・介護施策

(1) 高すぎる介護保険料について、市民の生活実態を把握したうえで、一般会計から繰り入れるなど、保険料を引き下げるための抜本的な対応策をとること。

(2) 「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」について、利用者が必要なサービスを使えるように、サービスの量と質の確保に市として責任を持つこと。

(3) サービスの質の確保のために報酬単価の切り下げは行わず、必要な専門職種の配置を認めること。

- (4) 基本チェックリストの実施でサービス利用を抑制することがないようにすること。
- (5) 総合事業の本格実施以降も、認定更新の申請者だけでなく、新規申請の要支援者についても現行相当のサービスを継続すること。
- (6) 通所デイサービスで基準緩和を導入しなかったように、訪問型サービスでも基準緩和A型の導入を見送ること。
- (7) 特別養護老人ホームの増設については、概ね1年以内に入所することを基準にした現行計画を、概ね半年に見直すこと。また、減らしたショートステイも、その必要性にかんがみて、必要量を確保できるよう対策をとること。
- (8) 低所得者・高齢者向けの住まいを確保すること。特に、特別養護老人ホームの入所対象から外される「要介護1・2」の人が、低所得でも入居できる施設を整備すること。
- (9) 介護利用料の減免制度を拡充し、低所得者の負担を軽減すること。
- (10) 養護老人ホームについて、現行の再整備計画にとどまらず、増設すること。
- (11) 補足給付の申請に対して、生活保護申請のように預金通帳の写しや同意書などを一律に求めないこと。
- (12) 現行のデイサービスを利用して宿泊することができる「お泊りデイサービス」において、劣悪な環境が散見される。抜本的にはこのサービスを使わなくてもすむように、低所得でも安心して住める老後の住まいを提供すること。
- (13) 今後、介護保険の改悪が懸念されるが、これ以上のサービス低下にならないように国に対して要望を続けること。
- (14) 介護職の抜本的な処遇改善を国に求めるとともに、市としても何らかの処遇改善施策を実施すること。
- (15) 介護の人材不足を解消するために、外国人活用や無資格者の活用ではなく、処遇改善と質向上につながるような専門職種の育成を、市として行うこと。また、介護人材の需要計画を策定・実施すること。

### 3. 後期高齢者医療制度

- (1) 保険料の引き下げを市として広域連合に求めること。
- (2) 後期高齢者医療制度での短期保険証の発行はやめること。
- (3) 後期高齢者医療制度は廃止して、当面もとの老人保健制度に戻した上で、新たな医療制度の構築を図るように、国に対して働きかけること。

### 4. 障害者施策

- (1) 障害者の当事者や家族の団体などの公的な役割をかんがみ、市として、それらの各団体の案内を積極的に行い、団体と当事者・家族をつなげる役割を果たすこと。
- (2) 障害者が生活保護を受けることなく生活できるように、障害者基礎年金の引き上げを国に求めること。
- (3) 障害者の自主製品の常設売店を拡充するために、地域活動支援センターに加えて他の市施設などの公的スペースを使えるようにすること。
- (4) 福祉パスを無料に戻すこと。
- (5) UDタクシーの導入を予定通り進めること。また、UDタクシーが普通のタクシーと同料金であることや障害者でなくても利用できることなどを市民に広報し、利用促進に努めること。

- (6) 高齢期に障害となった人がその時点で資産形成しているとは限らないため、65歳以上で障害手帳を交付された人にも福祉タクシー券を交付すること。
- (7) 地域活動支援センター・グループホームなど福祉施設職員の待遇改善のための独自施策に、さらに取り組むこと。
- (8) 障害者支援団体への育成補助金を増額すること。
- (9) 精神障害者支援医療ソーシャルワーカーが対象疾病者数に対してあまりにも少なすぎる。生活支援センター任せにせず、区福祉保健センターに同ソーシャルワーカーを増員すること。
- (10) 精神保健福祉課を再整備し、精神障害者の医療・保健・福祉対策に関して一体的に責任ある体制をつくること。
- (11) 自立生活アシスタント事業の対象を、単身者に限定することなく、支援が必要な障害者に拡充すること。
- (12) 医療機関と結びついていない精神障害者に対して粘り強い訪問・支援を行っている支援団体等に対して、市独自の補助金を交付すること。
- (13) 精神障害者の相談支援体制の中核になる生活支援センターの相談支援機能を拡充し、センターの機能格差(A型B型)を至急解消すること。また、各種リハビリプログラムや生活訓練を実施し、センターの機能に加えること。
- (14) 精神障害者の多機能型地域生活拠点の整備を促進すること。
- (15) 働く精神障害者のために、精神障害者の職場定着支援策の充実・強化を図ること。
- (16) 重度障害者医療費助成制度は、県基準にとどまらず、相模原市や藤沢市のように精神障害者1級の入院と2級の通院・入院にも適用すること。
- (17) 精神障害者の救急医療体制について、必要に応じて夜間にも速やかに入院できるように拡充すること。
- (18) 精神障害者に対して2年に一度の診断書提出が義務付けられているが、他障害では無料となっている医師の診断書が精神障害だけ有料とされている。この不合理な待遇の改善を図り、診断書を無料とするよう国に求めるとともに、国が実施するまで市として補助すること。
- (19) 障害者差別解消法による合理的配慮の考え方から、JR運賃や私鉄運賃・航空運賃・有料道路料金などの割引を他障害者と同様に精神障害者にも行うことは当然であるため、その実施を関係機関に引き続き働きかけること。
- (20) 入居に関する障害種別のニーズ調査を行い、入居施設計画を種別に策定すること。また、障害者プランにおいて毎年200人分新設するグループホームに、精神障害者の枠をつくること。医療ケアや生活支援・高齢化対応などの機能の付いたグループホームの確保にも取り組むこと。
- (21) 宿泊型自立訓練施設は、精神障害者が自立した日常生活ができるように訓練・支援を受ける場として重要であるが、現在市内に3か所しかなく、体験入所も半年待ちの状態であるため、増設すること。
- (22) 障害児・者の夜間や休日の相談体制を、地域活動ホーム任せにせず、基幹相談支援センターを早急に全区に設置し、「緊急時ホットライン」事業の早期整備を行うこと。
- (23) いわゆる「精神科特例」は明らかに低い医療人員水準であり合理的配慮に欠けてい



るため、廃止するよう、市として国に求めること。

- (24) 「横浜市こころの健康相談センター」を、市民から見て分かりやすく、アクセスしやすい、低層階などの場所へ移転すること。
- (25) ガイドボランティアの利用対象者範囲が拡大されたにも関わらずボランティア登録者は増えていないため、ガイドボランティアを養成して支援対象者の増加に見合うボランティアの確保を行うこと。
- (26) ガイドボランティアへの奨励金は交通費実費も出ないような低水準であるため、減額前の金額に戻すこと。また、ガイドヘルパーやガイドボランティアの同行援護中の交通費を助成すること。
- (27) 福祉バス等の利用にあたってのガイドヘルパーの同行援護を、バスでの移動時間も含めて全行程について、認めること。
- (28) 相模原市や座間市のように、障害者に対する自動車燃料給油券を発行すること。
- (29) 電子歩行補助器(電子白杖)は、交通事故防止に非常に有用であるため、障害者日常用具給付等事業の対象に加えること。
- (30) パソコンやタブレット端末は、関連ソフトやアプリを入れることで、外出困難な障害者の情報収集や、文字を書くことが困難な障害者の意思伝達手段、音声認識による会話の文字化を可能とするなど、障害者にとって非常に有用であるが、障害者にとってはまだまだ高価なため、障害者日常用具給付等事業の対象に加えること。
- (31) WHOで定められている聴覚障害の基準は 40 dBであることを踏まえ、軽度難聴者への補聴器交付を行うこと。
- (32) 人工内耳を補装具費支給事業の対象に加えるよう国に働きかけるとともに、それが実現するまで、市としての独自助成を行うこと。
- (33) パルオキシメーターは呼吸機能障害者が日常生活を送るにあたって欠かせないため、現在障害 3 級まで認められている購入補助対象を全等級に広げること。
- (34) 手話言語法の制定に向けて、国に対して積極的に働きかけること。
- (35) 各区役所の窓口において、視覚障害者への対応を充実させること。
- (36) 視覚障害者の就労支援について、専門機関と連携して機能の充実を図ること。
- (37) 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業の対象に視覚障害者も加えること。
- (38) 市のお知らせ文書の内容を視覚障害者が受け取れるようにすること。
- (39) 多目的トイレの設置を促進させること。
- (40) 医療的ケアの必要な重症心身障害者の支援の場である多機能型拠点を、障害者プランに基づき、着実に整備すること。
- (41) 重症心身障害や医療ケアに対応できる放課後等デイサービス事業所を増やす施策を講じること。
- (42) 重症心身障害者が 18 歳を超えるとそれまで入所していた医療機関を出なくてはならず、次の医療機関がなかなか見つからない状況である。重症心身障害児者が、年齢を問わず、安心して暮らせるよう、地域の医療体制を構築すること。

## 5. 生活保護施策など

- (1) 本市の生活保護での捕捉率を公表すること。
- (2) ケースワーカーの担当業務および保護受給者の増加に対応し、保護受給者への援助

を充実にさせるため、ケースワーカーの増員を図ること。

- (3) 引き下げられた住居費基準の改善を、国に対して求めること。
- (4) 生活保護申請書を窓口で常置し、申請権を保障すること。
- (5) 健康福祉局生活支援課に警察OBを配置しないこと。少なくとも、引き続き、警察官OBを窓口業務へは配置しないこと。
- (6) 利用者に劣悪な生活を押し付け、囲い込んでしまう無料低額宿泊所からの転居について、引き続き区として積極的に支援すること。
- (7) 低所得者・要援護者に対する敬老パスと福祉パスは無料にすること。

## 6. その他の医療施策

- (1) 小児医療費助成制度の対象年齢(通院)を中学3年生まで拡充するとともに所得制限を撤廃すること。その際に、一部負担金などの自己負担を導入しないこと。
- (2) 新興感染症や災害時の危機管理体制・在宅医療の推進を図るために、福祉保健センターへの配置医師を増員し、センター長には医師を配置すること。
- (3) 胃がん検診を、川崎市や相模原市と同様に40歳以上・年1回の実施にすること。
- (4) 医療費の一部負担金の免除ができる無料低額診療施設をもっと増やすよう、医療機関に働きかけること。さらに、薬局法人にも無料低額診療事業が適用されるような市独自の事業を行うこと。また、ホームページでの掲載にとどまらず、同事業を広く市民に周知すること。
- (5) 市内のぜん息患者の実態調査を行うとともに、東京都や川崎市のようなぜん息患者に対する医療費助成制度を創設すること。
- (6) 民生委員の定数を満たすための働きかけを、自治会町内会まかせにすることなく、市としても主体的・能動的に行うこと。
- (7) 本市が募集している横浜市災害支援ナース(Yナース)の登録促進策を進めること。同時に、登録Yナースに対して、非常時に備えた訓練などを進めること。
- (8) 発災時の障害者へのきめ細やかな対応を、区などの防災計画に盛り込むこと。また実際にそれが機能するように、障害当事者も参加して訓練などを行うこと。
- (9) 聴覚障害者に対する災害時の具体的情報提供手段を早急に検討・実施すること。

## 7. 動物

- (1) 現在モデル事業が行われている地域猫活動について、全市的に本格実施を行うこと。さらに、地域猫活動の啓発活動を行うこと。
- (2) 殺処分ゼロを実現している神奈川県のように、動物愛護センターにおける犬猫の殺処分をゼロにすること。

## 8. 墓地

- (1) 緑地を残すという市是に従い、むやみに民間墓地設置のための開発をさせないために、墓地条例に距離規定や宗教法人の本院限定などを盛り込むこと。
- (2) 市営墓地をさらに増やすこと。その際、狭い土地ですむ納骨堂型の墓地を増やすこと。

## 【医療局】

### 1. 保健医療施策

- (1) 医業税制(事業税非課税・租税特別措置法第26条)の存続を求めるよう、国に働きかけること。
- (2) 国の動向を見守ることなく、診療報酬への消費税の「ゼロ税率」適用を、本市として国に求めること。
- (3) 休日急患診療所の建て替え計画を早めること。
- (4) 在宅医療連携拠点について、固定資産税の減免などを行うこと。
- (5) 在宅医療連携拠点の予算と人員を増やすこと。また、在宅医や訪問看護人材の養成を行うこと。
- (6) 医師不足を解消するため、神奈川県地域医療支援センターの取り組みを注視するだけでなく、市として、市内の各病院で後期研修プログラムの充実・相互交流を行いながら、出来るだけ多くの後期研修医を受け入れられるような戦略をもつこと。
- (7) 市内医療機関の看護師不足の状況をかながみて、抜本的な看護師確保策を進めること。
- (8) 在宅医療に取り組む医療機関の支援を行うこと。
- (9) 県地域医療構想における横浜構想区域について、足りない病床確保策とスケジュールを明らかにすること。
- (10) 県地域医療構想における横浜構想区域の医療圏について、全市域一つにすることなく、まずは現行の3医療圏を守ること。

### 2. 市民病院

- (1) 市民病院の建て替えについては、適切な予算で行い、竣工時期も2020年度にこだわらないこと。

### 3. 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

- (1) 有用な人材確保のために、人件費水準を必要以上に切り下げないこと。
- (2) 横浜市立脳卒中・神経脊椎センターへのシャトルバスの運行について、現行の運行時間・運行日のさらなる拡大を行うこと。

## 【温暖化対策統括本部】【環境創造局】

### 1. 市内農業

- (1) 農産物の地産地消をさらに進めるため、本市が実施している地産地消ビジネス創出支援事業や「よこはま地産地消サポート店」事業をさらに拡大し、市民への周知およびイベントなどによるサポートを行うこと。
- (2) 都市農業振興とその担い手を増やすため、遊休農地対策として実施している農地流動化事業や農地マッチング事業について、目標値を定め、推進すること。
- (3) 英国のアロットメントガーデンのような、市民にその自家用のために低額で農地を貸し付ける菜園制度を創設すること。
- (4) 生産緑地を確保するため、面積要件や税制等の見直しを国に求めること。

### 2. 緑の保全

- (1) マンション建設や宅地造成等による斜面緑地喪失を規制する条例等を整備すること。

(2)第7回線引き全市見直しにおいては、市是である緑の保全とみどり税徴収者として、緑地の総面積を減らさず、農地の保全を優先させる立場で都市計画素案を策定するよう、関係局と調整すること。

### 3. 地球温暖化対策

- (1) 日本をリードする大都市横浜として脱原発宣言を行い、市民の生命と環境を守るため全ての原発再稼働に反対すること。現在、稼働中の伊方、川内原発は即時運転中止するよう、各電力会社と国に申し入れること。
- (2) 今世紀後半に温室効果ガス実質排出ゼロをうたっている地球温暖化対策の新たな国際ルール「パリ協定」を受けて、本市地球温暖化対策を再検討し、温室効果ガスの排出削減目標を引き上げること。
- (3) 地球温暖化対策実行計画は原子力発電ゼロの立場に立った計画に見直すこと。
- (4) 地球温暖化対策実行計画の基本方針の1つに位置づけられた地域におけるエネルギーの創出と地産地消の推進については、計画目標を前倒しした年次計画に改めること。
- (5) 太陽光発電等の住宅用スマートエネルギー設備・太陽熱利用システム設置費補助事業を復活すること。
- (6) 本市の購入する電力は、再生可能エネルギーを電源とする電力供給会社から購入すること。
- (7) 市民・事業者・行政等の出資により電力会社を立ち上げ、電力の地産地消を進める「横浜地域新電力(仮称)」構想を実行すること。
- (8) 「第33回全国都市緑化よこはまフェア」里山ガーデン会場は、生物多様性横浜行動計画「ヨコハマbプラン」に基づき、フェア終了後、開催前の状態にできる限り戻すこと。

### 4. 放射能対応

- (1) 現在、南部・北部汚泥資源化センターに保管している2014年3月以前の下水汚泥焼却灰は、東京電力と国の責任で保管管理するよう、東京電力と国に申し入れること。

### 5. 下水道対策他

- (1) 下水道管の保全と老朽管更新のために、人員配置と予算を増やすこと。
- (2) 港北区篠原町一体の下水道未整備地域解消工事について、その速度をあげること。
- (3) 神奈川区入江町公園プールは、小学校プールへの統合ではなく、現状どおり存続させること。

## 【資源循環局】

### 1. 資源化の推進

- (1) 「ヨコハマ3R夢プラン」をいっそう推進するために、啓発事業をさらに進めること。
- (2) リデュース啓発ポスターの掲示等の協力をスーパーマーケットやコンビニ店などに要請するなど、目に見えるリデュース普及のための取り組みを強化すること。
- (3) 各区役所ロビー等で生ごみの土壌混合法等の実演を行い、生ごみの減量・資源化の推進・啓発を行うこと。
- (4) 食品ロス・生ごみの削減を進めるため、小中学校での児童・生徒に対する啓発を教育委員会と協調して行うこと。

(5) ごみ集積場所を荒らすカラス・小動物対策として、カラス対策ごみネットなどに対する設置補助制度をつくること。

## 2. 喫煙禁止地区の推進

(1) 喫煙禁止地区における過料制度はやめ、徹底した啓発キャンペーンにより禁煙啓発・吸い殻ポイ捨て禁止事業を進めること。喫煙禁止地区を市内副都心および郊外区のターミナル駅周辺等に広げること。

(2) 喫煙禁止地区以外においても、歩きたばこ防止パトロールや啓発活動をさらに進めること。

## 【建築局】

### 1. 市営住宅等

(1) 管理戸数の現状維持方針を改め、住宅困窮世帯に十分に提供するために、新規建設を含む市営住宅増設方針に転換すること。

(2) 住まいの確保の困難性に直面している高齢者や障害者世帯(単身者含む)向け住宅を、緊急に増設すること。

(3) 2階以上に住む高齢者、障害者が1階に移りやすい条件整備を図ること。

(4) ユニバーサルデザインの市営住宅を整備すること。また、ユニバーサルデザインの民間賃貸住宅が増えるような助成制度を創設すること。

(5) 高齢化社会、多世代共生、地域コミュニティの再生、バリアフリー化など安心して暮らせる地域づくりの見地から、大規模市営住宅団地の再生・整備事業の計画を策定すること。

(6) 既存の市営住宅について、エレベーター設置にとどまらず、居住条件の向上を進めること。また、ショッピングセンター、介護事業所など生活環境の整備を進めること。

(7) 市営野庭住宅のエレベーター設置については、「ひかりが丘の次は野庭団地が対象の一つ」と説明されていた経緯があり、早期の設置が期待されている。設置されるかどうかが見通せないまま放置せず、市の方針を丁寧に説明し、理解を得る努力を行うこと。

### 2. 住まいの安全・安心度(レベル)の抜本的向上にむけて

(1) 熊本地震の被害実態に照らし、すべての住宅で命を守ることのできる備えが必要である。木造住宅、共同住宅(マンション等)などすべての住宅の耐震・耐火化を促進すること。そのために、木造住宅耐震改修助成制度を改善・充実すること。

(2) 命を守る最小限の対策として、防災ベッドや耐震シェルターの設置について、その有効性を周知させ、補助制度の活用を促すこと。

(3) 防災・減災対策、住環境の改善、福祉の向上等の見地からも、住宅の改修工事に幅広く対応できる総合的な住宅リフォーム助成制度を創設すること。

### 3. 住環境・みどりの整備・保全、開発行為の規制等について

(1) 上郷猿田地区開発計画は、国の市街化抑制方針に反し、緑の保全や防災・減災対策などの住民意見の尊重の見地、今後迎える人口減などを考慮して、白紙に戻すこと。

(2) 開発行為等調整条例は、公共公益負担義務逃れを目的とする分割開発などの脱法的な開発・宅地造成等に対して条例の目的、精神を厳格に適用できるように、さらに改正すること。

#### 4. 災害対策

- (1) 斜面地における宅地開発、建築行為等は、2014年台風18号による緑区白山、野毛・成田山境内における人命被害等の教訓に照らし、市民の命と財産を守る見地から条例等を改正・補強し、規制強化すること。
- (2) 土砂災害危険区域における開発・建築行為等においては、人命最優先の立場から、違反を見逃さないように、十分な人員を確保して、現場に足を運び、監視を強めること。
- (3) 崖地の防災対策は、改善の必要な個所数に見合った予算を確保すること。

#### 5. 住まいにかかわる相談窓口の設置

- (1) 2016年度要望に対する回答では、「区と十分な連携を図りながら取り組んでいる」としているが、現状は相談に対応できていない。多発している住まいや住環境にかかわるトラブルに対応できる市民の身近な相談窓口を区役所に設置すること。

### 【都市整備局】

#### 1. 防災まちづくり(被害を出さない地域・社会の実現)の推進について

- (1) 横浜に今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率は81%(政府・地震調査研究推進本部2016年6月10日発表)と言われている。その切迫性に見合った防災・減災対策をすべてのまちづくり計画に反映させること。
- (2) 住宅は防災シェルターでもあることから、人命最優先の見地で、住宅の耐震・耐火対策を抜本的に強化すること。
- (3) 本市の防災計画の目標「被害を出さない地域・社会の実現」のために、本市のまちづくり事業に関わる審議会等の委員構成に災害・防災対策の専門家を必ず加えること。

#### 2. 横浜駅周辺地区の防災対策

- (1) 横浜駅周辺地区は、海水面下の地下街と海拔0～1.5mの地盤等で構成された、災害リスクの極めて高い区域である。この災害特性を踏まえ、横浜駅周辺地区の独自防災計画を市の責任で策定すること。
- (2) 2016年度要望に対する回答で「下水対策は雨水貯留や下水道管等の下水道施設整備や民間開発にあわせた敷地内貯留施設を整備する」としているが、これでは先に発表された記録的豪雨による河川流域の浸水想定対策にはなり得ない。最新の被害想定に見合った横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画に改定すること。
- (3) 同じく「地盤の嵩上げ」「防災対策をすすめるために、国と本市、東西の各地下街事業者が連携してハード対策を進める」としているが、切迫性に見合った計画に見直すこと。
- (4) 防災対策上、情報伝達・提供は最重要事項である。地下街を含む横浜駅周辺地区における緊急情報を、市が一元的に掌握・管理・伝達できるシステムを直ちに構築すること。

#### 3. 地震・火災対策

- (1) 木造建築物不燃化・推進事業補助制度に基づく事業は、目標達成年度を前倒しするなど、強力に推進を図ること。
- (2) 木造建築物不燃化・推進事業は、補助制度適用地域を限定せず、全市域で申請できるようにすること。

(3) 感震ブレーカー設置に対する補助制度は、対象地域を限定せず、希望者全員が設置できるようにすること。

#### 4. 駅のバリアフリー化、ホームドアの設置等安全対策を急ぐこと

(1) エレベーター・エスカレーター設置等、駅のバリアフリー化をいっそう促進すること。そのために、市として国・県・鉄道事業者に働きかけを強めること。

(2) 駅ホームドアの設置等の安全対策および混雑緩和対策等を緊急課題に位置づけ、鉄道事業者任せでなく、市として国・県に事業推進を強力に働きかけること。特に、市とJR東日本が安全性・利便性向上の対策を進めている東戸塚駅、ならびに市内最大の乗降客数である横浜駅へのホームドア設置を緊急に行うこと。

(3) 東戸塚駅の安全性・利便性の向上および混雑緩和にむけた改良事業は、JR東日本と協定を結んで対応した経緯も踏まえ、実際に大幅な改善が図られるよう、国とJR東日本に強力に働きかけること

#### 5. 都心臨海部再開発、関内・関外地区再整備計画等について

(1) 特区制度導入による外国人向け超高層住宅棟を建築する(仮)「横浜駅きた西口鶴屋地区第1種市街地再開発事業」は、災害に強い地域住民・市民のためのまちづくり計画に反し、特定企業に便宜を図る計画になっている。超高層ビルが林立するエキサイトよこはま22計画は白紙に戻し、防災・減災対策と安心便利なまちづくり計画に見直すこと。

(2) 東高島駅北地区開発計画における運河埋立計画はやめること。再開発にあたっては、神奈川台場の保全を図ること。

(3) 関内・関外地区の再整備計画は、市民的意见、地元権利者の意見等を幅広くくみ上げ、市民合意の計画として具体化、推進を図ること。

### 【道路局】

#### 1. 道路関係予算

(1) 道路予算において、高速道路整備偏重を改め、道路施設の維持管理・保全・更新、および市民の日常生活の安全性・利便性を向上させる生活道路重視の予算にすること。

(2) 橋梁の保全・更新事業について、「長寿命化修繕計画」で示された所要額が確保されない予算が続いている。2017年度予算においては必要額を計上し、保全・更新事業を、重要橋梁だけでなく一般橋梁も含め、計画通り確実に実施すること。

(3) 各区の土木事務所は、生活道路・下水・公園等の維持管理等にかかわって、市民要望の最前線に対応しているため、その関連予算の大幅増額と人員の確保を図ること。

(4) 通学路の安全確保を目的とするスクールゾーン対策は、関連予算を大幅に増額し、迅速に行うこと。

(5) 電線地中化事業については、年次計画を前倒しして、推進すること。

(6) 鶴見区・生見尾踏切、緑区・川和踏切(横浜線中山駅付近)など、特に危険性の高い踏切の改善・対策事業は、期日を明確にして優先的に推進すること。事業にあたっては住民意見を尊重すること。

(7) バス停留所の上屋・ベンチ設置は、高齢化にともなう切実な要望である。2016年度要望への回答では、「バス事業者が判断することとしており、予算化は困難」となっているが、他都市で実施している補助制度等に倣い、本市独自の補助制度を創設すること。

(8) エスコートゾーンや音声付信号機の設置を、公安委員会と調整を図りながら、盲学校付近の交差点など特に視覚障害者がよく利用する施設を中心に、促進すること。

## 2. 高速横浜環状道路および関連事業について

(1) 高速横浜環状道路南線整備事業においては、開通時期、道路構造・規模等について計画を抜本的に見直すこと。南線の「土地収用手続」は、住民の生活権侵害、所有権侵害の暴挙であるため、即刻、中止すること。

(2) 高速横浜環状道路北線の関連街路である都市計画道路岸谷線整備計画は、中止すること。

## 3. 地域生活交通網の改善・整備の促進

(1) 高齢化社会が進展する中で、身近で気軽に利用できる移動手段が切実に求められている。市営交通の活用や民間バス・タクシー事業者等の協力等により総合的地域交通システムを構築すること。

(2) 地域交通システムの構築に際しては、敬老パスが利用できるように検討を進めること。

(3) 敬老パスで利用可能なコミュニティーバスの路線を増やすこと。

## 4. 自転車対策

(1) 今年策定した横浜市自転車総合計画に基づいて、安全、便利な乗り物として自転車利用が広がるように取り組むことが重要である。そのために、自転車利用者のマナー向上の啓発などに積極的に取り組むこと。その際、自転車の製造者、販売者等の協力が得られるように働きかけること。

(2) 駅周辺の放置自転車・バイクは依然として深刻であるため、新しい技術や機材を導入するなどして自転車・バイク駐輪場の整備・充実を図ること。

# 【港湾局】

## 1. 港湾整備

(1) 過大な貨物需要を前提とした新港湾計画は取りやめ、効率的で需要に見合った港湾整備計画にすること。

(2) 港湾での雇用創出を図るための施策について、ソフト、ハード面とも強化すること。

(3) コンテナ量の増大が見込めず、大型船舶に対応する岸壁は稼働間もないMC-3で足りているため、過大投資となるMC-4建設は凍結すること。

(4) 新港湾計画に盛り込まれた本牧地先の埋め立て・新たなふ頭建設は撤回し、既存港湾施設の維持管理と機能強化を図ること。

(5) 山下ふ頭再整備については、大規模集客施設等IR施設を立地させる計画は白紙撤回し、市民生活向上と横浜経済に資する計画に改めること。

## 2. 働きやすい港湾

(1) 港湾施設で働く女性労働者数の増加に見合うように、女性トイレを男性トイレに併設するなどして、増やすこと。

(2) 大黒ふ頭・税関正面前バス停留所に街灯とベンチを設置すること。

(3) 港湾労働者の通勤の足を確保するため、港湾局予算を投入して、大黒ふ頭へのバス路線を増便すること。具体的には、海釣り公園行きの朝7時前後、L8循環バス(市営



109 系統)の朝 8 時台および休日、日中時間帯、休日午後 3・4 時台、流通センター経由海釣り公園行き(市営 17 系統)を増便すること。

(4) 港湾労働者を対象に、職場環境についてのアンケート調査を港湾局自身が実施し、働きやすい港湾環境の向上を図ること。

## 【消防局】

### 1. 消防力・救急体制の強化

(1) 市の「整備指針」に基づき、充足していない救急自動車・非常用消防自動車を早急に配置するとともに、人員増を図り、消防力・救急体制を強化すること。

(2) 医療局、区役所などと連携し、横浜市救急受診ガイド、救急電話相談の周知と利用促進のための広報を充実させること。

(3) 市民防災センター利用促進のための広報を積極的に行うこと。

(4) スタンドパイプ型の初期消火器具等の設置を促進するため、補助数を増やすこと。

(5) 消防職員の健康管理を図るために、保健師と管理栄養士を、各区を巡回するのではなく、各区に配置すること。

(6) コンビナート災害に対して、国に法改正を求めるとともに、本市独自の対応強化に取り組むこと。また、根岸コンビナートの最大規模の被害想定を明らかにし、対策を進めること。

(7) 女性消防士が働きやすい環境整備を行うこと。

(8) 在日米軍との間で締結されている消防相互援助協約は、危険物に関する情報提供の仕組みを設けるなど、消防が効果的に行われるよう見直すこと。

### 2. 消防団

(1) 旧耐震基準の器具倉庫の耐震化、消防車両の更新(15年サイクル)は、期日を定めた計画をたてて着実に進めること。

(2) 被服などいっせいに更新する装備品については、団ごとに装備品が変わらないようにして、いっせいに支給できる予算措置を行うこと。

(3) 消防団の出動報酬は実績に見合った予算を確保し、年度末に未払いにならないようにすること。

(4) 消防団課を区にも創設すること。

(5) 団員確保、団員の技術力の向上について、団任せにすることなく、局として積極的にかかわること。

(6) 活動に必要なガソリンなどが十分にいきわたるよう、予算措置をすること。

### 3. 救急救命体制の充実

(1) 高規格救急車、資器材の更新整備、救急救命士養成など、救命救急体制のさらなる充実を図ること。

## 【水道局】

### 1. 水道料金について

- (1) 現在の料金体系を維持し、値上げは行わないこと。
- (2) 水道局独自に、幼稚園・保育所などの社会福祉施設の夏場の水道料金減免を検討すること。
- (3) 検針委託業者が孤立予防対策として取り組んでいる「緩やかな見守り」と、救命救急講習、児童虐待や認知症への対応研修を継続すること。また、障害者訪問時の対応研修等を実施すること。
- (4) 水道料金の滞納者が経済的困難とみられる場合には、当事者に寄り添った親身な対応を行うこと。

### 2. 水道管更新について

- (1) 地震や災害時の応急対応や復旧がより困難となりうる古い管路を、早期に更新・耐震化すること。
- (2) 管路更新・耐震のための予算を国に求めること。

### 3. 水道局職員定数について

- (1) 職員定数削減をやめること。
- (2) 若手職員の採用を増やし、技術の継承ができるようにすること。

## 【交通局】

### 1. 市営地下鉄について

- (1) 事故発生時や災害時の安全性確保のため、市営地下鉄に車掌業務を復活させること。
- (2) 事故発生時・災害時の避難誘導のため、全駅のホームに要員を常時配置すること。
- (3) 市営地下鉄ブルーラインは、横浜駅・高島町駅を中心に多くの施設が海水面より深いところにある。近年頻発するゲリラ豪雨や大地震による津波の際に、これらの地域一帯が浸水することが推定されるため、浸水被害に備えた浸水防止施設・設備等の整備や電源確保に万全を期すこと。
- (4) 開業時に設置した浸水防水機 44 機のうち、更新されていない 16 機を早急に更新すること。
- (5) 40 年前に営業運転を開始した横浜駅を中心とする地下鉄の各施設(伊勢佐木長者町ー横浜間)について、塩害の影響を含む老朽化の実態を厳格に調査し、市民の安全・命を守るために施設の保全・更新計画を策定・実施すること。
- (6) 避難訓練に、ホーム等に配置されているアルバイトを毎回参加させるとともに、障害者にも参加してもらうよう協力をお願いすること。
- (7) 市営地下鉄の駅コンコース等に、障害者作業所の物品販売スペースの貸し出しを継続すること。
- (8) 地元農家の販路拡大のため、地元で収穫した野菜などの販売スペースの貸し出しを継続すること。

### 2. 市営地下鉄駅ホーム等のバリアフリー化について

- (1) 全駅のトイレとエスカレーターに音声案内を設置すること。
- (2) 弱視者のためにトイレ付近の照明を明るくすること。

- (3) 上大岡駅に地上行きのエレベーターを設置すること。
- (4) 緊急時に、聴覚障害者等のための文字による案内を行うこと。

### 3. 市営バスについて

- (1) 交通局の経営は黒字を維持していることから、バス乗務員を含めた交通局採用の職員の給与を引き上げること。
- (2) 今後、嘱託職員での採用ではなく、正規の職員としての採用をすること。
- (3) 嘱託職員のうち正規採用を希望する職員を正規の職員とすること。
- (4) 無理なダイヤ編成を見直し、乗務員のトイレ休憩等を確保すること。
- (5) 乗務員の健康面を考慮して、要望箇所にトイレを設置すること。
- (6) 高齢化や公共交通不便地域の拡大が進んでいるため、バス路線の拡充を図ること。
- (7) 緊急時に、聴覚障害者等のための文字による案内を行うこと。

### 4. 市営バスのバス停留所の改良について

- (1) バス停留所にベンチを設置し、高齢者や障害者が利用しやすいバス停にすること。
- (2) バス停留所の上屋は、広告付きにこだわらず、交通局の予算を増やして設置すること。

## 【教育委員会】

### 1. 教育費の無償化にむけて

- (1) 格差と貧困の拡大の中で、子育て世代の教育費負担は重くなっている。義務教育は無償の立場で、保護者負担をなくすよう努めること。
- (2) 入学準備(制服・体操着など)や修学旅行、自然教室の自己負担をなくすこと。
- (3) 学校給食費の無償化を検討すること。
- (4) 公立高等学校の授業料無償化を所得に関係なく復活するよう、国に求めること
- (5) 横浜市高等学校奨学金制度の成績要件をなくし、一人当たりの増額と募集枠の拡大を行うこと。

### 2. 就学援助について

- (1) 対象となる所得基準額を引き上げること。
- (2) 申請については、学校だけでなく、学校を通さずに教育委員会や区役所に提出できるようにするなど、申請しやすくすること。
- (3) 入学準備金や修学旅行費は、事前に受けられるようにすること。
- (4) 中学校での学校給食が実施されるまでは、「ハマ弁」を就学援助の対象に加えること。
- (5) 部活動での児童生徒の遠征費用を就学援助の対象に加えること。

### 3. 障害児教育

- (1) 北綱島特別支援学校は存続すること。
- (2) 市立学校において、発達障害など「特別な支援」を要する生徒に適切な支援ができるように、個別支援学級、特別支援学校での教職員の加配、施設・設備面等の条件整備を行うこと。あわせて、支援員を増員すること。
- (3) 希望すれば障害児が普通校に入学できるよう、条件整備を進めること。

### 4. 中学校夜間学級の教育の充実にむけて

- (1) 中学校夜間学級の設置目的に日本語の指導を明記し、日本語を習得して基礎学力の

いっそうの充実が果たせるようにすること。

- (2) 不登校などで義務教育の履修がかなわなかった生徒の教育機会確保に、夜間中学校での履修ができるようになったことを、広く周知させること。
- (3) 市外在住で市内在勤者について、本人の勤務実態に柔軟に対応して、入学を認めること。
- (4) 神奈川県下の中学校夜間学級未設置市町村在住での義務教育未修了者について、入学を認めること。
- (5) 中学校夜間学級の生徒に、就学援助を認めること。また、県に対して中学校夜間学級の設置を求めること。

## 5. 教職員の配置

- (1) 2017年に学級編成権および教職員の給与負担等が県から横浜市に移管されるのを契機に、法律および国の方針にこだわらず、市独自で教員を上乗せして配置し、小学3年生から中学3年生まで35人以下学級を実施すること。
- (2) 本来、正規教員を配置すべきところを臨任教員で対応している現状を解消するため、教員数確定要素を見直して、正規教員の採用枠を増やすこと。
- (3) 教職員の多忙化を軽減し、学校教育を充実するために、中学校教職員の部活動の過重負担、部活動の遠征費などの金銭的負担を解消すること。
- (4) 全校配置となった学校司書は、司書の資格をもつ専任の正規職員とすること。現在資格のない司書は資格を取れるよう援助すること。

## 6. 教育条件の整備

- (1) 「日の丸」「君が代」の学校行事への強制はしないこと。
- (2) 日本語習得の指導を必要としている児童・生徒(外国籍等含む)への支援は、指導人員の確保・増を含めて強化すること。
- (3) 国際教室担当教員を増員し、必要な人員数を確保すること。また、日本語指導のための教材費を学校予算に加えること。
- (4) 朝鮮学校への補助金交付を再開すること。
- (5) 性別に違和感をもつ児童生徒が気軽に相談できるよう、カウンセラーによる相談体制の充実を引き続き図るとともに、教職員と児童・生徒の意識改革を今後も継続して進めること。
- (6) 障害者への理解や対応についての教育を進めること。特に精神障害者への理解をすすめる啓発教育を、精神障害者運動団体や神奈川県立精神医療センターなどの協力を得て、実施すること。また、精神障害について義務教育の学習内容に加えるよう、国に対して働きかけること。

## 7. 学校施設整備

- (1) 学校から要望が上がっている緊急度の高い学校施設修繕は、子どもの安全確保の観点から、学校特別営繕費を増額して早急を実施すること。
- (2) 学校施設の老朽化が目に見え始める前に、保全周期に基づいた修繕工事ができるような予算額を確保し、実施すること。
- (3) 全校でのプール整備を進めること。「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」を白紙撤回し、公園プールとの統合は行わないこと。

- (4) 武道場のない残り 30 校に、一刻も早く武道場を整備すること。
- (5) 学校図書館の貸し出し数増加に対応し、蔵書を増やすことができるよう、学校予算を増額すること。
- (6) 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」は、小規模校の良さを認めないものとなっており、問題である。方針を撤回し、学校規模の適正化については、統合ありきのやり方ではなく、子どもたち・保護者の声を生かし、地域の参加で学校のあり方を検討すること。学校の統廃合は強引に進めないこと。
- (7) 学校に保管されている放射能汚染物質や校庭に埋設した放射能汚染物質を、学校の長期休暇まで待つことなく、土日などの休日を利用して一刻も早く学校外に移動すること。
- (8) 給食室にエアコンを設置すること。

## 8. 学校安全教育の推進

- (1) 柔道、水泳、組み体操などの体育授業・運動会や部活動中の事故をなくすために、安全確保第一で、教職員を配置すること。不幸にして事故が起きてしまった場合には、教育委員会として、速やかに事故対応を行うとともに、事故の検証を十分に行い、再発防止に取り組むこと。
- (2) 柔道の授業では、大外刈りや背負い投げなどの危険な技を禁止するなど、カリキュラムを改善すること。
- (3) 体育祭などでのピラミッドやタワーなどの高さのある組み体操は、確実に安全に実施できるのか判断し、絶対に事故が起きないように万全の注意を払って行うこと。
- (4) 自衛隊の任務が安保関連法の制定によって大きく変わり、新たな任務に「戦場」近くで武器を使用する命がけの活動が加わることが想定されている。「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」にある「武力紛争における関与から児童を一層保護することが必要であることを考慮し」にかんがみて、自衛隊への職場体験学習や自衛隊員による学校での講話はふさわしくないので、実施しないこと。

## 9. 学校給食

- (1) 中学校において、学校給食法に則った給食を早期に実施すること。
- (2) コスト最優先の小学校給食調理業務の民間委託は、食育の観点からも雇用環境からも好ましくないので中止し、直営に戻すこと。
- (3) 学級編成権の市への移管を契機に、学校栄養職員を全小学校に正規雇用で配置すること。
- (4) 給食の献立を充実させるため、オーブンなどの設備を整備すること。
- (5) 小学校の給食食材の放射線測定については、現行の方式では安全性の確保ができず、放射能が検出された場合に素早い対応が実行できないため、毎日ブロック別に最低 1 校の全量検査を実施すること。
- (6) 学校給食での地産地消を推進するために、市内産農産物の利用目標を数値で定め、実行すること。
- (7) 食材の安全性を厳重にチェックすること。
- (8) 冷凍コロッケの大量発注によるアレルギー事故が多く、学校の学校で起きたことを踏まえ、

事故のリスクを避けるため、冷凍食品の使用を控えること。

## 10. 教科書・副読本等

- (1) 教科書採択において、学校票の復活など、学校現場の声を反映させる仕組みを取り入れること。
- (2) 教科書の採択にあたっては、記名で行うなど公開の原則を貫くこと。教科書取扱審議会が評価する観点、子どもの成長や自主性を育むのに必要な観点が規定されていた2013年度観点に戻すこと。
- (3) 教科書の採択地区は、現行の全市1区から行政区毎に戻し、将来的には学校採択をめざすこと。

## 11. 図書館の充実

- (1) 図書館法が定める「国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする」を果たすために、一年雇用の職員とアルバイトが管理・運営する山内図書館の指定管理者制度は中止すること。
- (2) 一区一館制の方針を撤回し、図書館の増設を含んだ再整備計画を策定するとともに、資料費を大幅に増やし、新刊本の購入など利用者の要望に応えること。
- (3) 中央図書館の蔵書の保管場所に困っている状況を抜本的に解消する計画を早急に策定し、実施すること。
- (4) 視覚障害者の図書館利用を援助・推進するために、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の介助、対面朗読、宅配サービスの一層の充実、点字や録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備などをすすめること。
- (5) 視覚障害児のために、触って楽しめる絵本などのバリアフリー絵本を区の図書館に整備すること。
- (6) 横浜市立図書館の図書の受け取りと返却ができる「図書取次サービス」の場所で、市立図書館蔵書検索ができるよう機器を設置すること。

## 12. 文化財保護

- (1) 栄区の上郷深田遺跡は、関東圏でも希少な製鉄生産の遺跡である。本格的に調査し、児童・生徒・市民が学ぶことができるよう、文化財として可視化して保護すること。遺跡を守る観点から、上郷猿田地区開発計画に反対すること。
- (2) 歴史博物館において、貴重な文化遺産を適切に保護すること。
- (3) 市内各地にある戦争遺跡を調査し、保護、市民公開に取り組むこと。また、広報に努めること。

### 【選挙管理委員会】

#### 1. 参政権を保障するために

- (1) 選挙公報の点字・音訳版の発行を公職選挙法に盛り込むよう、公職選挙法の改正を国に申し入れること。
- (2) 横浜市長選挙、同市議会議員選挙のお知らせの点字・音訳版があることを周知徹底し、全ての視覚障害者が受け取ることができるようにすること。
- (3) 郵便投票対象者の緩和を国に求めること。
- (4) 一人で投票所に行くことができない人に対し、要望があれば車での送迎を行うなど、

投票所までの誘導を行うこと。

(5) 期日前投票開始時まで、点字の候補者名簿を作成すること。

(6) 記入台の明るさを確保すること。

(7) 代筆の際のプライバシーを確保すること。

(8) 18 歳選挙が始まったことから、市内の大学や高校に期日前投票所を設置するなど、投票しやすい環境を整備すること。